

工事起工 概要書

町長	副町長	教育長	局長	局長補佐	館長	審査	設計者			
執行年度	令和 7 年度									
工事番号 工事名	令和7年度岩船地区分館トイレ改修工事 起工 設計書									
工事場所 又は履行場所	東茨城郡城里町孫根地内									
施工方法	請負			原契約年月日			年 月 日			
工期又は 履行期間	契約日の翌日 から 令和 8 年 3 月 27 日まで 日間									
受注者										
費目	起工	第1回変更		増減(△)		変更請負に付する工事価格 $= \text{変更積算工事価格} \times \text{請負比率}$ 請負比率: $\frac{\text{起工(前回変更)時の請負決定額}}{\text{起工(前回変更)時の積算額}}$ (小数第7位切り捨て6位止め) 変更積算工事価格 — 円 請負比率 — 変更工事価格 — 円				
起工額										
請負(委託) に付する額										
工事(業務) 価格										
測量試験費 又は工事雑費										
消費税相当額										
請負(委託) 決定額										
工事概要										
内容	規格1	数量1	単位1	規格2	数量2	単位2	規格3	数量3	単位3	
便器他交換 N=1式										
変更理由										

城里町

本工事費内訳書							
番号	名称	品質・規格	数量	単位	単価	金額	備考
	令和7年度岩船地区分館トイレ改修工事						
1	直接工事費						
	腰掛式暴露便器	TOTO製 CS232BM#NW1 (ホワイト)	4.0	台			
	同上用暴露式密結タンク	TOTO製 SH232BA#NW1 (ホワイト)	4.0	台			
	同上用金物類	給排水用	1.0	式			
	ウォシュレットSS1	TOTO製 TCF6624#NW1 (ホワイト)	4.0	台			
	紙巻き機	TOTO製 YF650	4.0	台			
	トイレ用手すり	TOTO製 EWC 782R 床固定タイプ背もたれ付	4.0	台			
	手洗い器用単水栓	TOTO製 TLC11AR	4.0	台			
	同上排水金具	TLDSP2150JA ポップアップ無し	4.0	台			
	雑材及び消耗品		1.0	式			
	既存和式大便器撤去費		1.0	式			
	配管工事費	75VP共	1.0	式			
	トイレベース入口再利用改造費	内開き→外開き 既存扉再利用	3.0	箇所			
	はつり補修費	和式便器部モルタル穴埋め	1.0	式			
	タイル補修費		3.0	箇所			
	床点検口取換費	600□	2.0	箇所			
	器具取付費		1.0	式			
	運搬交通費		1.0	式			
	ウォシュレット用電源工事						
	電線	VVF 2.0-3C	40.0	m			
	埋込コンセント	1P-15AE付	3.0	組			
	メタモール	A型	3.0	本			
	コーナーポックス	A型	3.0	個			
	コンセントボックス	A型	3.0	個			
	ブッシング	A型	3.0	個			
	プレーカー増設	既存分電盤内 2P-20A	2.0	台			
	雑材及消耗品		1.0	式			
	工事費		1.0	式			

本工事費訳書

特記仕様書

1. 工事名 令和7年度岩船地区分館トイレ改修工事

2. 場所 茨城県東茨城郡城里町孫根355-1
城里町常北公民館岩船地区分館

3. 内容 岩船地区分館トイレ改修（和式便器から洋式等）
・大便器 TOTO製 CS232BM#NW1（ホワイト） 4台
・同上用暴露式密結タンク TOTO製 SH232BA#NW1（ホワイト） 4台
・ウォシュレット SS1 TOTO製 TCF6624#NW1（ホワイト） 4台
・紙巻き機 TOTO製 YF650 4台
・トイレ用手すり TOTO製 EWC 782R 床固定タイプ背もたれ付 4台
・手洗い器用単水栓 TOTO製 TLC11AR 4台
・既存和式大便器撤去 1式
・配管工事 75VP共 1式
・トイレベース入口再利用改造（内開きから外開きへ） 3箇所
・はつり補修（和式便器部モルタル穴埋め） 1式
・タイル補修 3箇所
・床点検口取換 600□ 2箇所
・ウォシュレット用電源工事 1式

4. 期間 契約日の翌日から令和8年3月27日

5. 提出書類

(1)契約時に提出する書類

- ・契約書・着工届・工事工程表・工事費内訳書・現場代理人及び主任技術者届
- ・下請負人通知書（一部工事を委任する場合）

(2)工事終了後に提出する書類

- ・工事完成通知書・報告書（写真）・納品書

(3)検査結果合格に提出後に提出する書類

- ・請求書

現場代理人の兼務に関する特記仕様書

- 1 本工事は、現場代理人の兼務対象工事とする。
- 2 兼務の対象となる工事は、仕様書等で現場代理人が兼務することを認める旨の条件を付したものとする。
- 3 城里町発注工事のほか、工事の場所が城里町内であり、許可が得られたものであれば、他の公共団体等発注の工事であっても兼務することができる。
- 4 現場代理人の兼務は、予定価格が4,000万円（税込）未満の工事を2件までとする。ただし、同一現場内の工事に限り3件までとする。
- 5 現場代理人が工事を兼務するときは、あらかじめ「様式第1号（5条関係）現場代理人兼務届」により届け出なければならない。この場合において、受注者は、連絡員を指名のうえ届け出るものとする。ただし、同一現場内の工事については、連絡員の届け出を必要としない。
- 6 連絡員は、次の条件を満たすものでなければならない。
 - (1) 受注者と直接的な雇用関係のある者（当該工事に係る下請業者と直接的な雇用関係のある者を含む。）であること。
 - (2) 建設業許可における営業所ごとの専任技術者又は経営管理責任者でないこと。
 - (3) 他の工事の現場代理人、主任技術者及び連絡員でないこと。
- 7 兼務にあたって、現場代理人は、一方の現場に偏ること無く適切に現場を管理しなければならない。
- 8 作業期間中に現場代理人がほかの工事の兼務のために不在となるときは、連絡員を当該現場に滞在させなければならない。
- 9 兼務に係る工事について、安全管理や工程管理等の施工管理体制に不備が生じた場合は、当該現場代理人の兼務は取り消され、常駐できる現場代理人を選定しなくてはならない。その後の当該受注者に係る城里町発注工事においては、新たな現場代理人の兼務を4か月間認めない。

様式第1号（第5条関係）

課長	課長補佐	係長	係

年　月　日

現場代理人兼務届

城里町長 様

受注者名

現場代理人	氏名	連絡先
-------	----	-----

上記工事の現場代理人は、下記工事の現場代理人を兼務します。

なお、兼務する双方の工事の施工にあたっては、関係法令等を遵守し、安全管理、工程管理等万全を期し、万一施工が不適切と判断されたときは、兼務の取消しをされてもいかなる異議を申しません。

1 現在契約している工事	工事名						
	工事場所						
	工定期	年	月	日から	年	月	日まで
	請負金額						
	連絡員	氏名	連絡先				
2 □現在新たに兼務をする工事	工事名						
	工事場所						
	工定期	年	月	日から	年	月	日まで
	請負金額						
	連絡員	氏名	連絡先				
3 新たに兼務をする工事	工事名						
	工事場所						
	工定期	年	月	日から	年	月	日まで
	請負金額						
	連絡員	氏名	連絡先				

- 連絡員は、建設業許可における営業所の専任技術者、経営管理責任者、又は他の工事の現場代理人、主任技術者及び連絡員ではありません。
 同一現場内の工事のため、連絡員の届け出は行いません。

年　月　日

◎ 現場代理人を兼務することを承認します。

会社名
代表者名

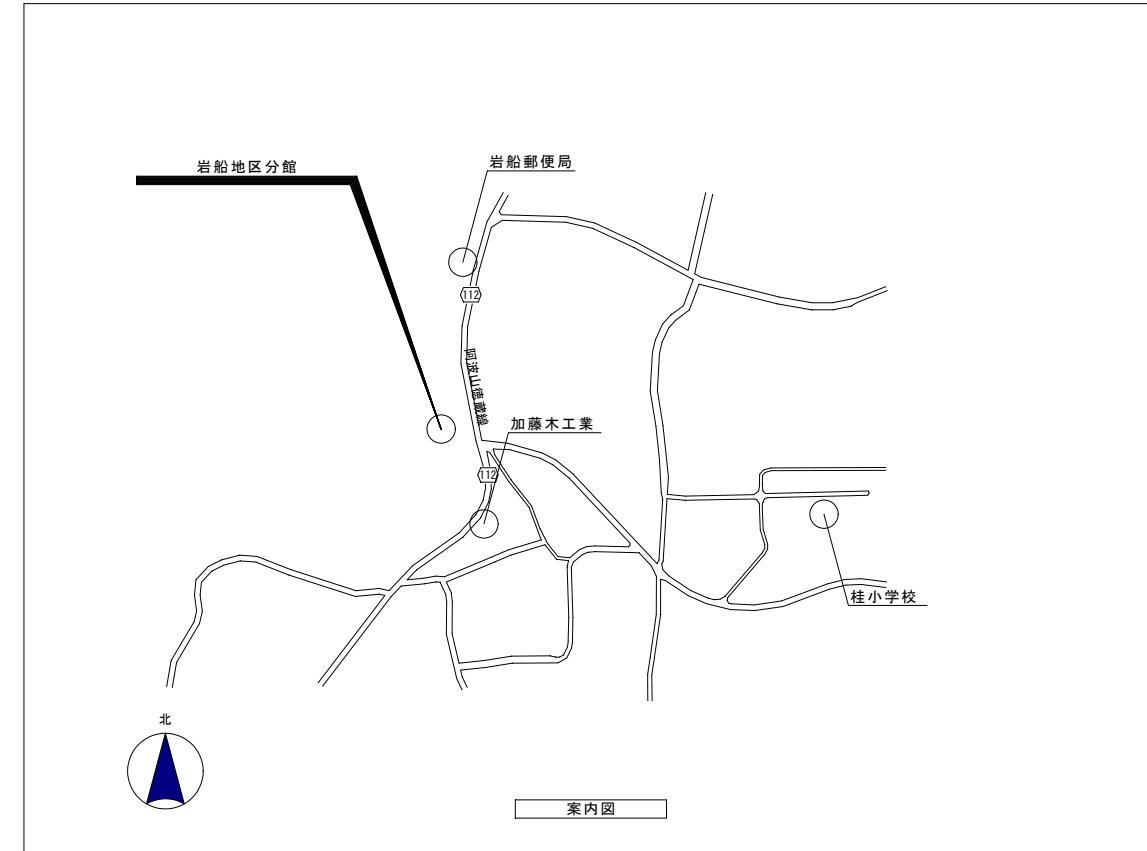
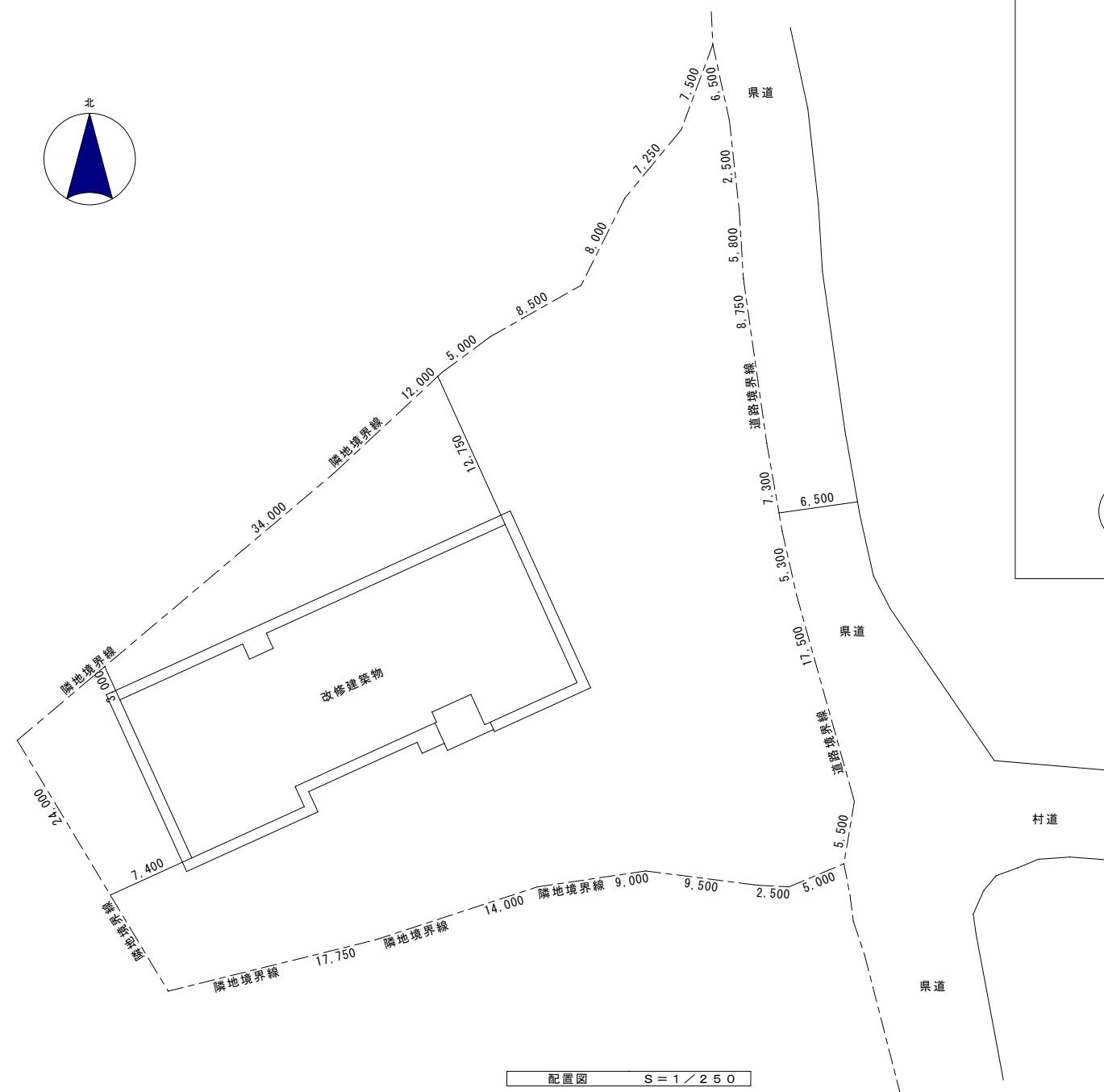
様

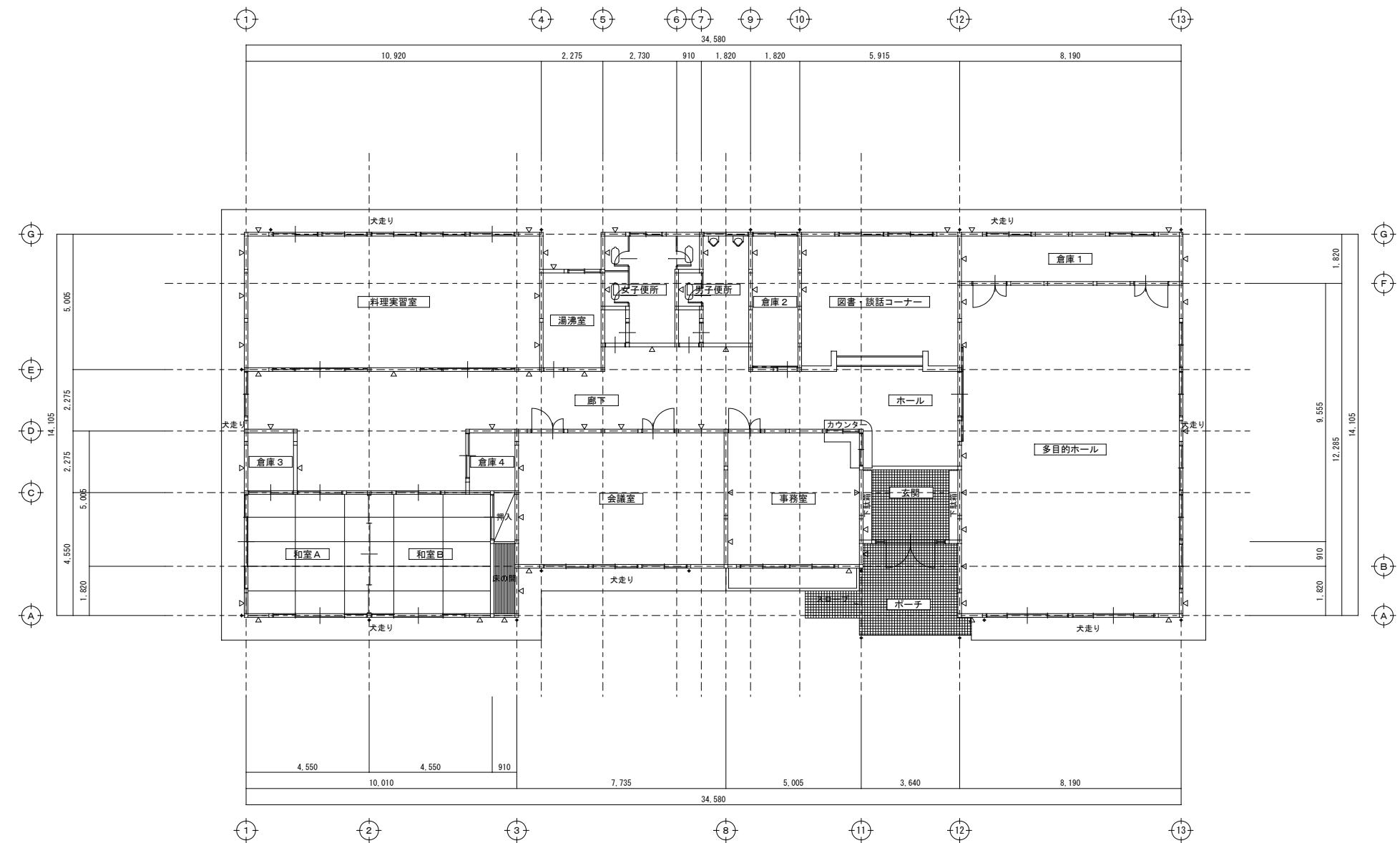
城里町長

印

※ 添付書類：上記全ての工事に係る位置図、工程表及び連絡員の雇用関係を証明するもの。

箇所については、該当する項目に☑をすること





平面図